



2023年9月4日

各 位

会 社 名 株式会社ELEMENTS  
代 表 者 名 代表取締役 久田 康弘  
(コード：5246 東証グロース市場)  
問 合 せ 先 経営企画部長 泉 光一郎  
(TEL 03-4530-3002)

### 第三者割当による新株式、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び 第25回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

2023年8月17日付の当社取締役会において決議いたしましたCVI Investments, Inc.（以下「割当先」といいます。）に対する第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といいます。）及び第25回新株予約権（以下「本新株予約権」といい、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権をあわせて、個別に又は総称して、「本募集証券」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）に関し、本日払込手続きが完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本第三者割当の詳細につきましては、2023年8月17日付「第三者割当による新株式、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第25回新株予約権の発行に関するお知らせ」（以下「本第三者割当に関するプレスリリース」といいます。）をご参照ください。

#### 記

##### 1. 本新株式発行の概要

|                           |                           |
|---------------------------|---------------------------|
| (1) 払 込 期 日               | 2023年9月4日                 |
| (2) 発 行 新 株 式 数           | 普通株式 900,000株             |
| (3) 発 行 価 額               | 1株につき585円                 |
| (4) 調 達 資 金 の 額           | 526,500,000円              |
| (5) 募 集 又 は 割 当 方 法       | 第三者割当の方法による               |
| (6) 増 加 す る 資 本 金 の 額     | 263,250,000円（1株につき292.5円） |
| (7) 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 | 263,250,000円（1株につき292.5円） |
| (8) 割 当 先                 | CVI Investments, Inc.     |

|         |   |
|---------|---|
| (9) その他 | <p>当社は、上記割当先との間で、本募集証券に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。本買取契約において、本新株式の発行については、下記事項を満たしていることを前提条件とする旨が定められています。</p> <p>①本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること</p> <p>②本募集証券の発行につき、差止命令等がなされていないこと</p> <p>③当社普通株式が上場廃止となっていないこと</p> <p>④当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと</p> <p>⑤当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと</p> <p>また、本買取契約においては、本第三者割当に関するプレスリリース「6. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められています。</p> |
|---------|---|

## 2. 本新株予約権付社債発行の概要

|                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 払込期日            | 2023年9月4日   |
| (2) 新株予約権の総数        | 30個   |
| (3) 各社債及び新株予約権の発行価額 | <p>社債：金 31,200,000 円<br/> （各社債の額面金額 100 円につき金 100 円）</p> <p>新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。</p>   |
| (4) 当該発行による潜在株式数    | <p>1,200,000 株<br/> 上限転換価額は 780 円です。</p> <p>上記潜在株式数は、当初転換価額で転換された場合における最大交付株式数です。</p> <p>下限転換価額は 325 円ですが、下限転換価額における潜在株式数は 2,880,000 株です。</p> |
| (5) 調達資金の額          | 936,000,000 円   |

|                  |  |
|------------------|--|
| (6) 転換価額及びその修正条件 | <p>当初転換価額 780 円</p> <p>2024 年 3 月 4 日、2024 年 9 月 4 日、2025 年 3 月 4 日、2025 年 9 月 4 日、2026 年 3 月 4 日及び 2026 年 9 月 4 日（以下、個別に又は総称して「CB 修正日」といいます。）において、当該 CB 修正日以降、当該 CB 修正日に先立つ 10 連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1 円未満の端数切り上げ）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、CB 修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とし、CB 修正日にかかる修正後の転換価額が上限転換価額を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とします。</p>          |
| (7) 募集又は割当方法     | 第三者割当の方法による  |
| (8) 割 当 先        | CVI Investments, Inc.  |
| (9) 利率及び償還期日     | <p>利率：本社債には利息を付さない</p> <p>償還期日：2026 年 9 月 9 日</p>  |
| (10) 償 還 価 額     | 額面 100 円につき 100 円  |
| (11) そ の 他       | <p>本買取契約において、以下の内容が定められています。</p> <p>(1)本買取契約において、本新株予約権付社債の発行については、下記事項を満たしていることを前提条件とする旨が定められています。</p> <p>① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること</p> <p>② 本募集証券の発行につき、差止命令等がなされていないこと</p> <p>③ 当社普通株式が上場廃止となっていないこと</p> <p>④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと</p> <p>⑤ 当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと</p> <p>(2)各 CB 修正日（営業日ではない場合には翌営業日（以下、本「(11) その他」において同じ。))において、上記（1）③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当先は、本社債のうち、本社債の総額の6分の1に相当する額又は残存する本社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分（以下「本対象部分」という。）を、当社普通株式に転換するものとします。但し、割当先は、かかる転換の全部又は一部を繰り延べることができます。</p> <p>(3)各CB修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、当社は、本対象部分を、各社債の金額を0.9で除した金額で償還しなければなりません。但し、割当先は、当該CB修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる償還の全部又は一部を、次回以降のCB修正日に繰り延べるすることができます。</p> <p>(4)当社が本買取契約に定める取引（当社の連結財務諸表における総資産額の50%超の資産等の処分等）を行い、かつ割当先が当社に償還を要求した場合又は当社に本買取契約に定める事由（当社が発行する株式の上場廃止等）が発生した場合等においては、割当先が当社に要求した場合には、当社は残存する本新株予約権付社債の全てを各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額の125%に相当する金額又は本買取契約に定める方法により算定される時価のうちいずれか高い方の金額で償還するものとします。</p> <p>(5)本新株予約権付社債の譲渡（但し、割当先における管理コスト削減の観点で、Bank of America、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs &amp; Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。）には、当社取締役会の承認が必要となります。なお、本買取契約上、譲渡された場合でも、割当先の権利義務が、譲受人に引き継がれる旨を盛り込んでおります。</p> <p>また、本買取契約においては、本第三者割当に関するプレスリリース「6. 割当予定先の選定理由等（6）ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められて</p> |
|--|--|

|  |      |
|--|------|
|  | います。 |
|--|------|

### 3. 本新株予約権発行の概要

|                  |   |
|------------------|---|
| (1) 割 当 日        | 2023年9月4日   |
| (2) 発行新株予約権数     | 9,000個  |
| (3) 発行価額         | 新株予約権1個当たり921.5円(総額8,293,500円)  |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | 潜在株式数：900,000株(本新株予約権1個につき100株)<br>本新株予約権については、行使価額の修正は行われず、したがって上限行使価額及び下限行使価額はありません。  |
| (5) 調達資金の額       | 710,293,500円(注)   |
| (6) 行使価額         | 780円  |
| (7) 行使請求期間       | 2023年9月5日から2027年9月6日まで  |
| (8) 募集又は割当方法     | 第三者割当の方法による   |
| (9) 割 当 先        | CVI Investments, Inc.   |
| (10) そ の 他       | <p>(1)本買取契約において、本新株予約権の発行については、下記事項を満たしていることを前提条件とする旨が定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること</li> <li>② 本募集証券の発行につき、差止命令等がなされていないこと</li> <li>③ 当社普通株式が上場廃止となっていないこと</li> <li>④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと</li> <li>⑤ 当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと</li> </ul> <p>(2)また、本買取契約において、当社が本買取契約に定める取引(当社の連結財務諸表における総資産額の50%超の資産等の処分等)を行った場合又は当社に本買取契約に定める事由(当社が発行する株式の上場廃止等)が発生した場合等においては、割当先が本新株予約権への投資を行うにあたって当初想定した前提に重大な変更が生じることに鑑み、割当先</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>が当社に要求した場合には、当社は本新株予約権を当該時点における合理的な価格として、本買取契約に定めるブラック・ショールズ価格（ブラック・ショールズ・モデルを用いて、当社普通株式の価格、ボラティリティ等を考慮して算出される価格）で買い取ることとされています。</p> <p>(3) なお、本買取契約において、本新株予約権の譲渡（但し、割当先における管理コスト削減の観点で、Bank of America、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs &amp; Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。）の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p> <p>また、本買取契約においては、本第三者割当に関するプレスリリース「6. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められています。</p> |
|--|--|

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上